

第V章 考 察

1 六坪地域の変遷

平城京の条坊計画は、四周を大路で囲まれた坊の中を東西・南北各四等分して十六坪に区画しているが、各大路心は距離を大宝大尺（高麗尺）1,500尺（同小尺，天平尺では1,800尺）で統一して計画したため、坪の大きさはそれぞれの坪を囲む大路・小路，条・坊間路の幅員によって広狭ができる。すなわち大路（8～12丈）に面する坪は大路幅が広い分狭くなり，小路（2丈）で囲まれる区画は逆に敷地を広く占めることになる。坊の四周を囲む大路，中心を通る条間路・坊間路以外の小路の幅をそれぞれ同一とすると，一坊内でもっとも広い面積を占めるのが中心部の六・七・十・十一の各坪で，次に広い宅地は二・三・八・九・十四・十六坪，一番狭い宅地は大路に坪2方向を画する坊の四隅の一・四・十三・十六坪となり，それぞれの順位の中で坪は同規模の面積を占めることになる。また坪の形状は東西・南北方向がそれぞれ同幅員の道路で囲まれる四隅の坪や中心部の坪の八つの坪は正方形を示すが，それ以外の坪では坪を囲む東西方向と南北方向の道路幅員が異なるため長方形の区画となる。これら規模・形状の異なる坪内の計画は何を基準とするか，すなわち条坊計画線（道路心）にのっとって行うか，坪の区画の中で行うかによって坪心の位置が違ってくこととなる。平城京の発掘調査では一坪を四周の道路を含めて全域を完掘した例がないため，調査地の近くで検出した道路側溝などの条坊遺構と1,800尺と450尺を基準とする条坊計画により坪心を求め，それを基準に坪を区画すると考えられる築地・塀・溝や建物配置を考察することが多いわけである。従来の成果では坪心の計画は道路心から考えられる条坊計画より，むしろ各坪内での計画によるとみられる例が多いようであるが¹⁾，条坊計画にのる例や時期により変わる例もある。特に2町・4町の大規模占地²⁾の場合には坪内より，条坊計画にあわせた道路心で計画される可能性が高いのである。

三条二坊六坪心の座標は，南北方向（X座標）は北側で検出した二条条間路心を基準とし，二条条間路から三条条間路間1,800尺の条坊計画に³⁾，条坊基準寸法を0.295として乗じた値を加えて三条条間路心を求めて基準としたものである。東西方向（Y座標）では，北側の七坪の調査で東二坊坊間路西側溝と二坪との境の小路心を検出しており，両者の間の距離127.85mを測り平城京条坊方位の振れN0°15'41"Wで換算して127.990の値を得，京条坊基準尺0.295で除して430尺となり，これと条坊計画450尺との差20尺が東二坊坊間路1/2幅に当るので，三条条間路も坊間路同様4丈と推定した。小路幅を2丈とする例は前述の七坪と二坪の境でも確認され平

1) 左京三条二坊九坪，左京四条四坊九坪，左京三条二坊三坪，左京八条三坊九坪

2) 左京四条二坊一坪，左京三条二坊十二坪，左京九条三坊七坪

3) 左京二条二坊十三坪，左京四条二坊十五坪

4) 平城宮第39次調査 二条条間大路心 X—145,751.977, Y—18,027.326

5) 平城京の発掘調査の成果では条坊基準尺 0.294～0.296m の値がでている。

6) 平城京第118—23次調査 X—146,254.563, Y—17,791.583

7) 平城京第112—3次調査 X—146,223.422, Y—17,919.433

城京の他の例にもみられる。すなわち六坪の敷地は450尺から坊間路・条間路各1/2幅(=20尺)と小路1/2幅(=10尺)を減じた420尺を一辺とする正方形の区画となる。六坪内の心を各辺から210尺の位置とすると座標は X-146,350.833, Y-17,853.703 の値を示す。坪心を条坊計画すなわち道路心からもとめると北と東が4丈の幅の広い小路より条間路・坊間路で区画されるため、坪内で求めた心より北と東にそれぞれ5尺ずつ移動した位置になる。

六坪における奈良時代B期～E期の4期における遺構の変遷をまとめると次のようになる。

A B 期の 遺 構

B期の遺構としては旧河川 SD1560 がほぼ埋まった状況となり、この SD1560 の堆積を切っ
て旧河川の中央に作られた流路 SD1525 がある。園池 SG1504 北側の第121次調査区では旧河
* 川が完全に廃絶した状況はなく、深さ 50 cm ほどの旧河川が幅狭く残存した状況で流路が造成
されていることが判明したことと、SD1525 は北側の七坪でも旧河川を利用して作られている
ことが確認されていることから、京造宮当初、浅い河川としてまだ生きていた SD1560 を利用し
て水処理用の流路 SD1525 が造成されたものと考えられる。流路に東・西から流れこむ東西溝
を数状検出している。やや斜行するものもあるがほぼ京の方位にのっている。また調査区西北
* 部で方位にのる南北溝 SD1580 を検出している。浅くて明確ではないが六坪内の排水溝と考え

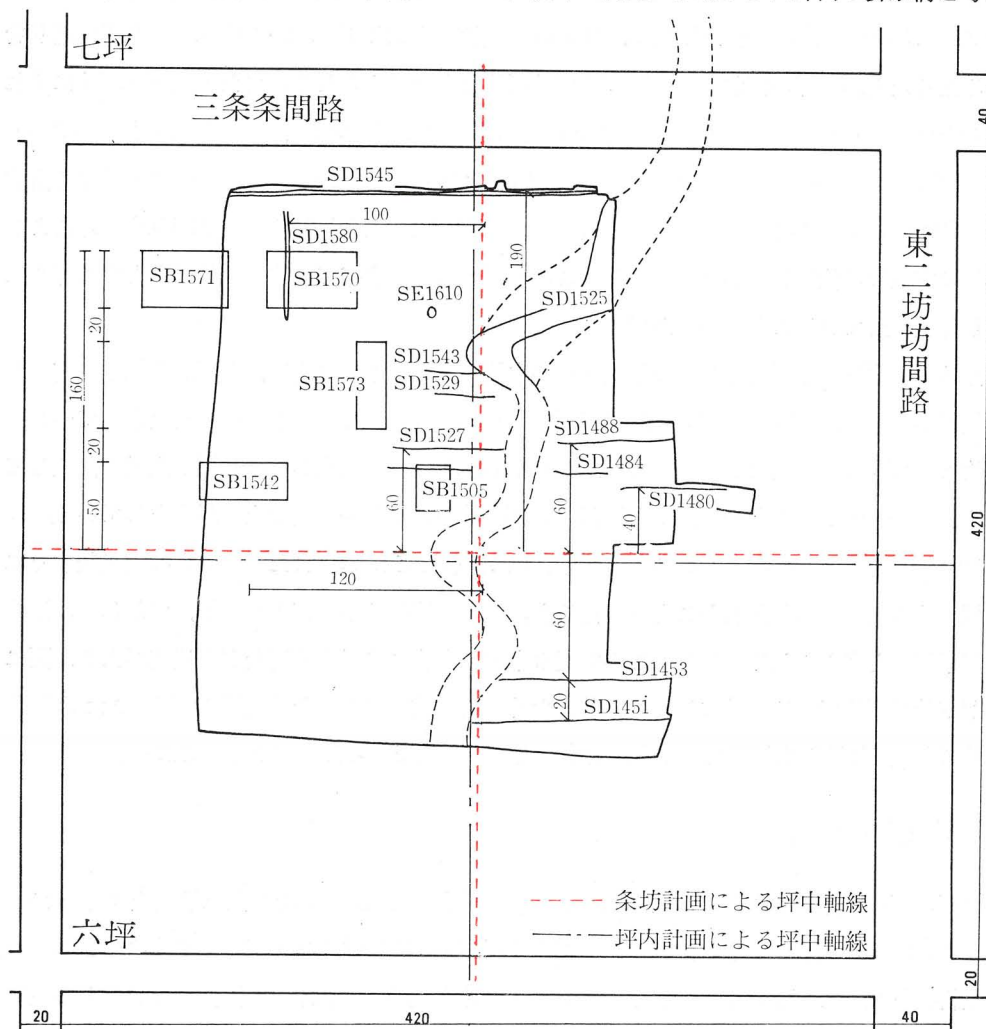


Fig. 46 B期遺構配置

られ、坪内を 1/3・1/2 に分ける区画溝であった可能性もある。流路 SD1525 はかつての菰川または菰川の支流と考えられるが旧河川 SD1560 を利用して作られたために蛇行した形状であり、幅・深さからも堀河のような機能は考え難く、また園池 SG1504 の前身の観賞的な流れとしては景石の存在もみられず、周辺から流れこむ溝の存在などから坪内の水処理用の水路と考えられる。この時期の建物は坪内の中心部を流路 SD1525 が流れるために坪の西北部に寄って * いる。正殿 SB1570・SB1571, 前殿 SB1542, 脇殿 SB1573・SB1505 などが整然とした官衙的な配置をもつ。また SD1545 は坪の北を画する築地塀の内側の雨落溝に想定される位置で検出されている。(但しこの溝は七坪との一体の利用を考える時には区画溝の一つとなる。)

この時期は流路 SD1525 が六坪の東北部から中心部に向けて流れているために、坪内利用はかなり制約されていたものと思われる。また建物や溝の配置は条坊計画の道路心から定めた坪 * 心の方が完数値を示すことが多いことと、流路 SD1525 が七坪から流れ込んでくることにより、七坪を含めた二坪またはそれ以上の広い宅地の利用も考えられる。坪の西北部の官衙的な配置を持つ建物は、2 棟並列する主屋 SB1570 と SB1571 の間の中軸線が坪心から 120 尺に位置し、この軸線は SB1542 を桁行 5 間の建物とするとその中心をとることとなる。また、2 棟の主屋の北側柱は坪心から 160 尺の位置に、SB1542 と SB1505 は北側柱通りをそろえて坪心から 50 * 尺の位置となる。2 棟の主屋の間隔は 20 尺、SB1570 の東妻柱通りに西側柱通りをそろえる脇殿 SB1573 は 20 尺南に離れた位置に、SB1573 の南 20 尺には SB1542・SB1505 の北側柱通りをそろえるなど、六坪の西北 1/4 の区画内で計画的な配置がみられる。また流路 SD1525 に流れ込む SD1527・SD1488 が坪心から北へ 60 尺、SD1480 が北へ 40 尺、平行して流れる SD1453 と SD1451 が南へ 60 尺・80 尺の完数値でつくられている。また建物 SB1570 に先行する南北 * 溝 SD1580 は坪心から 100 尺西に位置し、建物 SB1505 に先行する南北溝 SD1506 が坪心より 50 尺の完数尺に位置している。すなわちこの時期の遺構はすべて条坊計画線にもとづく坪心により計画されていることが明らかである。

流路 SD1525 の下層では和銅の年紀を持つ木簡と平城宮Ⅰ期の土器、上層からは平城宮Ⅱ期の土器が出土し、同じ流路から出土した曲物の年輪年代学では 703 年以降の結果を得ている。 * 建物 SB1550 の抜取穴よりⅡ期の軒平瓦 6667, SB1505 の抜取穴からはⅢ期の土器を出土している。SD1451 からはⅠ～Ⅲ期の土器が、SD1545 からはⅡ～Ⅲ期の土器が出土している。池 SG1504 の底石は流路 SD1525 堆積層上層の上に張られており、また SB1505 の廃絶後すぐに C 期の池の石張りが行われたことを考えると、B 期の遺構は平城宮Ⅰ～Ⅲ期、すなわち、遷都 * ～天平年間と考えられる。但し、この時期の中でも建物に先行する溝などの遺構があり、更に * 時期細分が可能である。特に当初は建物もなく旧河川跡の多かった六坪内の整地のため流路 SD1525 に流れ込む水処理用の排水溝を中心とする時期であったものと想定される。

B C 期の遺構

C 期に至って流路 SD1525 の凹みを埋め立て整地すると同時に、その凹み堆積土（灰色粘土） * 上に SG1504 の底石が張られ、池の造成が行われる。池北側の SD1525 の整地は厚さ 50 cm * の茶褐色粘質土で行われ、池外側の礫敷下の整地も同様の土で、導水木樋 SX1523 の設置もこの整地と併行して行われている。すなわち七坪・六坪を流れていた流路 SD1525 の凹みの

埋め立てと合わせて、園池 SG1504 の造成と池の導水・排水施設の設置が一時に行われている。また坪の西北 1/4 にある前期の官衙的な配置を持つ建物は踏襲されるため、北塀 SA1500 と西塀 SA1536 が繋がって閉塞されることもなく、西塀 SA1536 は建物 SB1542 の目隠しとして作られる。他に園池と併存して、東塀 SA1455 の造作、池西側では池と対面する南北棟 SB1510、

* 池の北側では東西棟 SB1550 と池給水用の井戸と考えられる SE1547・SE1611 などの掘削が行われる。

流路 SD1525 の凹みの埋め立てに際して、六坪の中心部の延長 50 m ほどの凹みを利用して池と導水・排水施設を造ることが計画され、この池 SG1504 を中心に、六坪心からそれぞれ 70 尺離れた位置に北塀 SA1500、東塀 SA1455、西塀 SA1536 と東側柱通りを合わせた南北棟 SB1510 が配置される。SB1510 は北側柱を坪の東西中軸線上に、SB1550 は東側柱を坪の南北中軸線に配し、北側柱は 170 尺の位置とする。流路の凹みのいずれの場所にも園池の造成は可能であったが、そのうち坪の中心部に園池を配したのは、六坪を一坪の敷地として利用する意図があったものと考えられる。また池をとりまく塀、建物の坪心からの距離 70 尺は六坪内の区画、東西 420 尺、南北 420 尺の各方向を三等分する位置、すなわち池を含んで六坪内を九区画に

* 等分した中心部分の区画に当り、六坪を一体とした地割の計画であることが明確である。また B 期と異なり、坪の東西・南北 420 尺を各六等分し、70 尺方眼に区画した坪内の地割り計画は六坪を一坪として利用した計画を裏付けるものであろう。

平城Ⅲ期の土器が出土する SD1525 の堆積土（灰色粘土層）上に SG1504 の池底石が据えられていること、池の造成に当り流路 SD1525 の凹みを埋め立てる整地層（茶褐色粘質土）から平城Ⅲ期の土器や軒瓦の出土すること、井戸 SE1611 の埋土からⅡ～Ⅲ期の土器が出土することなどから、平城Ⅲ期以降Ⅳ期にかけての時期、すなわち天平末年から天平勝宝年間ごろの造成になるものと考えられる。

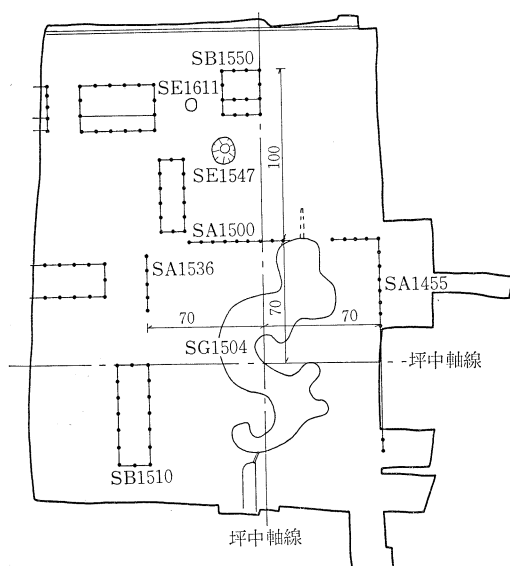


Fig. 47 C期遺構配置

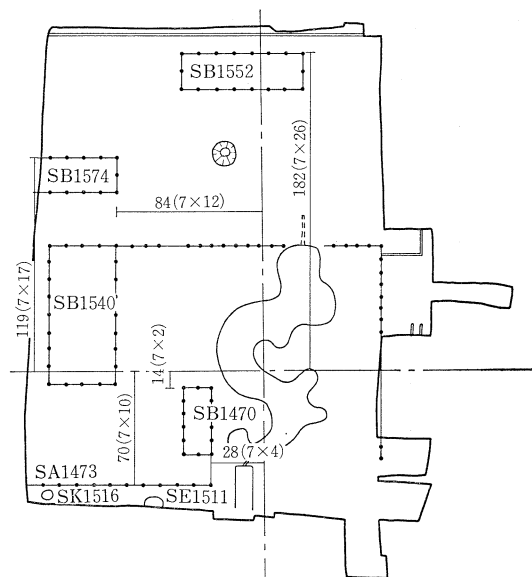


Fig. 48 D期遺構配置

C D 期の遺構

D期にはC期にまで存続していた六坪西北部の官衙的な建物群がなくなり、建物が大幅に改築された時期で、池の西側にこの時期の主屋に当る大規模な礎石立ての南北棟 SB1540 と、池に近接した位置に南北棟掘立柱建物 SB1470 が建てられる。SB1540 の東北隅柱に北塀 SA1500 が西に延長されて繋がり、南塀 SA1473 も坪心から70尺の位置に造成され、池は坪心を中心に * 東・北・南にそれぞれ70尺の位置にある塀で囲まれ、西側に園池鑑賞用の南北棟の建物が配置される。北塀の北側については2棟の東西棟 SB1574 と SB1552 が建設される。

この時期の配置計画は前期の北塀・東塀がいずれも坪心から70尺（7尺×10間）の位置にあり、7尺の柱間で計画されているため、それに準じて、7尺を基準とする完数尺で計画されている。すなわち南塀SA1453は坪心から南70尺（7尺×10間）の位置にあり、東端はSB1470の * 東側柱通りに合わせて坪心から東28尺（7尺×2間）に位置する。建物 SB1470 の北側柱も同様坪心から南14尺（7尺×2間）にある。SB1540 は北塀 SA1500 と北側柱通りを合わせ、坪心から北へ70尺（7尺×10間）の位置に、東側柱通りもSB1574の東側柱通りと合わせて坪心から西へ84尺（7尺×12間）の位置にある。また北塀から北側の建物SB1574の北側柱通りは坪心から北へ119尺（7尺×17間）、SB1552の北柱通りは北へ182尺（7尺×26間）で、いずれも7尺を * 基準にその倍数で計画されている。また、この時期の遺構は池に近接するSB1470を除きすべて柱間10尺で計画されている。

SB1570の根石下からⅢ期の軒瓦、SB1574・SB1552の抜取穴からⅣ期の軒丸瓦、SB1552の柱穴よりⅣ期以降の土器が出土したことなどからこの時期の遺構は平城Ⅳ期以降、天平宝字年間またはそれ以降の造作と考えられる。

D E 期の遺構

この時期は園池が廃絶するまでの時期で、四周の塀はすでになくなり、池の西側に小規模な南北棟 SB1471 と SB1472 が西側柱通りをそろえて建設されるほか、東側に南庇付きの東西棟 SB1476 が建設され、その西に目隠塀として SA1483 が東塀 SA1455 の位置に造

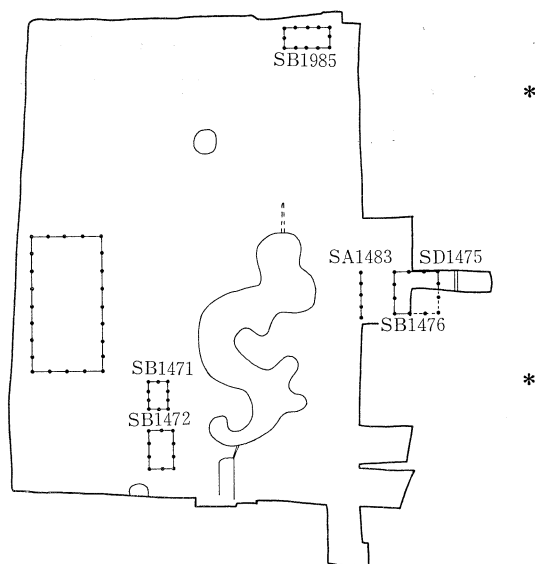


Fig. 49 E期遺構配置

られる。また北方ではSB1552廃絶後、小規模な東西棟SB1985が建設される。小規模ながら池に近接した位置での南北棟の2棟や、東方の建物を隠す塀などは園池と関連した遺構と考えられるが、前期のような計画的な配置はみられない。園池SG1504の底石の上と排水溝SD1465・SD1466の下層の堆積から平城Ⅴ～Ⅵ期の土器、SB1476の柱痕跡からⅢ～Ⅴ期の土器、SB1472の柱穴から平安時代の土器が出土したことなどから、この時期は奈良末から平安時代 * 初頭に入る時期の造作と考えられる。

2 出土木簡についての検討

木簡はすべて流路 SD1525 から出土しているが、そのなかには「北宮」と記したものが2点ある（木簡11・12）。ともに北宮へ貢進された俵の荷札で、国名不詳の鴨郡および阿須波里から北宮へ用物として納められた荷（俵に入れられた穀類か）につけられていたものであり、荷ととも

* もに北宮へ運ばれて、そこで廃棄されたと考えられる。SD1525 は遺構の章で述べられているごとく、園池 SG1504 造営以前に当地区を蛇行、南流していた水路である。

SD1525 出土の木簡で年紀のあるものは、習書も含めて、和銅3年、5年、7年と和銅年間に限られる（13・15・21・27）。またともに出土している各地からの貢進物付札の地名表記をみると、「鴨郡」（11）、「阿須波里」（12）、「小丹生郡野里」（13）、「長郡」（16）などであり、その

* 地名の記載表記からみて、木簡はおおむね和銅年間、すなわち和銅6年（713）の諸国の郡・郷名を好字二字に改定する以前のものと考えられる。流路 SD1525 は奈良時代後半に園池 SG1525 が造成される以前においては、当地区に何らかの形で存続していたようであるが、SD1504 出土の木簡はいずれも堆積土下層からの出土で、一部は底辺近くの灰黒色粘土出土のものもみられ、層位としても木簡を奈良時代初めのものとみなして矛盾はなかろう。出土地点について

* は水路の蛇行部に多量の加工木片や自然木片とともに存在したことが多い。なお、これらの木簡は当地区近辺から水路に投棄されたとする、その場合には、調査区北西部の官衙的配置をもつ建物群と出土木簡との関連が考えられ、水路という性格上、水路上流の周辺から水路に投棄されたものが、当地区内の蛇行のくびれ部分に堆積した可能性もあり、そうすると当遺跡と「北宮」を直接的に結びつけがたいことになる。奈良時代後半の遺構である園池と「北宮」を

* 結びつけることは時代的にも無理であろう。

北宮については、遺物の木簡の項で述べたごとく、長屋王願経（和銅経）の跋語の末尾にみえるが、この北宮は長屋王室である吉備内親王邸であり、その所在について藤原京および平城京のいずれとも時期的には可能である。ところが、神亀3年（726）の山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳に、戸口で「北宮資人」として出仕したものの存在がしられ、そのことから平城京に北

* 宮が存在したことは明らかであり、木簡にみえる北宮はこの平城京の北宮に該当し、その位置が当遺跡周辺もしくは流路 SD1525 上流近辺にあった可能性が考えられよう。

ところで、木簡には北宮ばかりでなく、「御坏物」などの語句のあるもの（1）、王子名の記載のあるもの（2）や、また官職名では断片ではあるが天皇を補弼する役所である「中務省」とみえるもの（24）や、「采女」関係の木簡（6）の存在などとともに、墨書土器にも「侍従」

* 「宮」のごとき同じような性格を示すものも出土しており、これら一連の木簡や墨書土器と天皇家や親王家との密接な関係が考えられ、調査区北西部の官衙的建物配置との関連も含めて、今後本遺跡周辺の調査の進行とともに、それらの究明が期待できよう。

また、木簡のなかには「封」字の木簡（23）があるが、この木簡の用法としては、荷につけるといふよりは、何か文書もしくは、同じような木簡の上に載せて、全体を紐がけしたうえ

* に、「封」字をその上から墨書したのと考えたほうがよからうか。何らか他見を禁ずる内容をもった文書（または木簡）の上に重ねて使用したもので、奈良市教育委員会の調査によって、

二条大路北側溝（左京二条二坊十二坪部分）で出土した「封」字の木簡の形状とあわせ考えると、長方形の材の上端に切り込みがあるか、または上下両端に切り込みがあるかのいずれかである（破損および二次的な整形によって原形を確定しがたいところもあるが）。すなわち木簡の形式分類によって原形を想定するならば、031型式もしくは032型式であろうが、その形態から考えると、物品につけたというより、上記のごとく、文書（もしくは木簡）の封として重ねて使用されたものではなかろうか。このような「封」字の木簡は、その出土がともに平城宮外であるところから、平城宮外への文書発給に際してつけられた可能性も考えられようか。なお延喜内記式には渤海国への勅書函に封のための臘の上に「封字」をかく規定がみられる。

また木屑状木片にかかれた数字等と和銅経との筆跡の関係も、木屑にかかれた数字が大般若経の巻次であるとの究明に寄与しうるものであるが、和銅経そのものも数筆の筆跡が考えられ、「二」のごとく共通するものもみられる反面、「冊」のごとく似ていないものもあり、筆跡からはなかなか確証しきれない。

なお、荷札の地名表記について、若干つけ加えると、当遺跡出土の貢進物の荷札は、若狭・遠江・阿波など国名記載のものも数点みられるが、里名のみのものや、里名および人名のみのものが目に付く。「某里人プラス人名」という記載方式は、藤原宮木簡にみられる方式で、大宝令施行前にあたり、大宝令施行後は、賦役令調皆随近条の規定に従がい、戸主・戸口明記の方式に変化するものであり、戸主・戸口明記の木簡は和銅・養老以後にはじめて出現するものである（『藤原宮木簡一 解説』藤原宮木簡の記載形式について。p.37）。ところで、当遺跡出土の木簡は、その点からみても、和銅年間の平城京造営期まででおさまるといえよう。ところで、「田寸里」（17）、「額田部里」（18）、「田官里」（19）、「^{〔烈カ〕}□里」（20）のように里名のほか、里名および人名、また里名および物品名を認めた木簡があるが、この里を郡里制の里とすると、『和名抄』の郷名に該当するものもみられるが、数個国に所在したりして決め難い。なお、「田寸里」は田村里の略記と考えられることから、地名表記で里名のみの木簡の一部については、その里名が平城京内の里名の可能性も考えられよう。また習書にみえる「小治□」（29）については小治町もしくは小治田かとみえ、人名の可能性とともに地名の可能性も考えられる。小治町については、平城宮の朱雀門内で宮造営以前の下ツ道の西側溝から出土した過所木簡（平城宮木簡1926号、『平城宮木簡二』）に「左京小治町」とみえ、藤原京所在の町名と考えられている。

奈良時代後期に園池 SG1504 が造営され、それとともに礎石建物が建てられる。園池 SG1504 は、その岸辺の整地土である茶褐色粘土から平城宮編年でⅢ期の土器と、Ⅲ期の瓦が出土していることから、その造営は後期すなわち聖武天皇の平城遷都後、天平宝字年間と考えられている。平城宮内の園池に匹敵する園池の存在と、平城宮的な瓦の使用から、当遺跡が何か離宮的施設または親王等の邸宅であった可能性が考えられる。平城京内やその郊外に離宮や、親王や上級貴族の邸宅が多く設けられていた。左京三条二坊の近辺でも南接の四条二坊には、藤原仲麻呂の田村第や市原王の邸宅があったことがしられ、梨原宮や長屋王の佐保宮も当遺跡北方に考えられている。万葉集や懷風藻から多くの離宮や邸宅の存在がしられるが、その現地比定にはいろいろ課題があり、当遺跡と直接結びつけるまではいたらない。

1) 『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』p.69, 小沢圭次郎「園苑源流考」（『国華』6, 7号）, 大井重二郎『平城古誌』p.30等。

3 年輪年代法による出土曲物容器の年代測定

おもに平城宮跡出土の柱根（ヒノキ材）の年輪計測によって作成した725年分の標準年輪変動パターンは、これまで絶対年代と対応しないままフローティングの状況にあった。しかし、これと木曽ヒノキによる1009年から1984年までの標準年輪変動パターンとを連結する試料を検出したことより、B. C. 37年から A. D. 1984年までのヒノキの標準年輪変動パターンが完成した。現在、これを基準として柱根、曲物容器、折敷、井戸枿材等の年代測定に応用し多くの成果をあげている。

平城京左京三条二坊六坪の発掘調査では、年輪計測の可能な曲物容器の底板が出土しており、遺存状態の良好な1点を選定し、年代推定を試みることにした。

* I 試料

試料は、SD1525からの出土品で、円形を呈し、直径14.5cm、厚さ0.6mmの底板である。樹種はヒノキ (*Chamaecyparis obtusa* ENDL.) で、柁目取りである。

II 結果と考察

底板の測定年輪数は、288年分である。まず、コンピュータで標準年輪変動パターンと底板の試料年輪変動パターンとの相関を求めた結果、両者は標準年輪変動パターンのA. D. 421年からA. D. 708年の間で最も高い相関を示した。つぎに、相互の年輪グラフ（片対数グラフ）を重ねあわせて目視でもって比較照合した結果、両者の年輪変動パターンはコンピュータで検出した位置で重複していることを確認した（Fig.50参照）。図中では、4個所の指標年輪（標準年輪変動パターンを作成する際に、すべての試料に共通してみられる変動変化を示す年輪をいう。これは、目視でもって比較照合する時に重要な鍵を握る年輪である。）を太線で示した。

以上の結果から、底板の最外年輪測定年代はA. D. 708年と判定できた。この底板は原木から円形に加工されており、外観からは辺材部分が確認できないし、これに続く心材部分がどの程度削り落されているかも推定しにくい。したがって、底板の伐採年代は削り取られたこれら周辺部の年輪数を708年に加算しなければならない。削り取られた周辺部分の年輪数は、推定しがたいが、底板の伐採年代は、少なくとも奈良時代前期をさかのぼらないことになる。

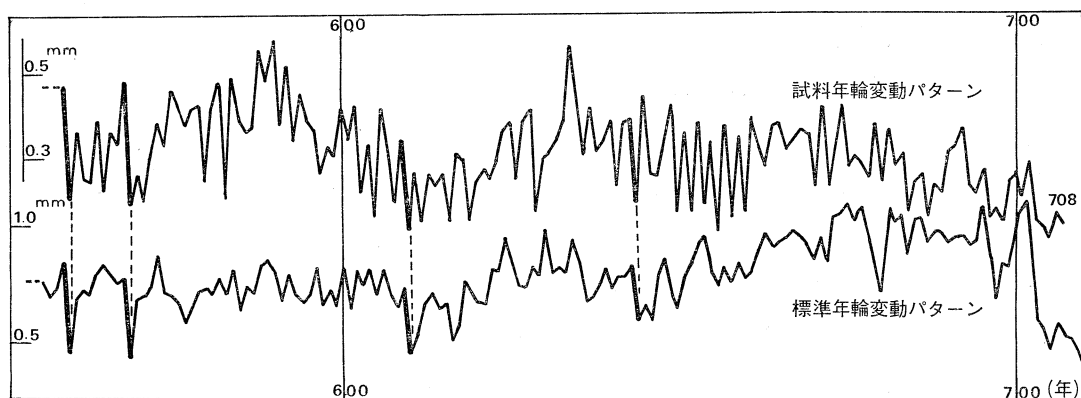


Fig. 50 標準年輪変動パターンと試料年輪パターンとの重複位置

4 平城京の庭園遺跡

文献・史料 による平城 京の庭園

平城京の庭園は従来実際の庭園がないため、「日本書紀」「続日本紀」など六国史の庭園の記事や、「懐風藻」「万葉集」などに詠まれた庭園を、または正倉院御物の仮山・蓮池・麻布山水絵図などを参考に往時の庭園の姿を想定していた訳である。その結果庭園の形態としては平城宮にみられる南苑・松林苑・西池宮などのほか、吉野離宮・高門離宮の皇室関係の禁苑や離宮と長屋王の佐保殿、藤原宇合の南池、藤原麻呂の園池などの高位高官の邸宅に限られることがわかる。また庭園の機能としては政治儀式などを行う機能的な場や、魚鳥の飼養や曲水宴などの慰楽、日常生活を中心とする自然観賞の場として、さらには蔬菜などを栽培する実用的な用途も持っていたものと推測されるが、実際の庭が現存しないため具体的な立地・意匠については想定域を脱しないものである。 *

平城京の 庭園遺跡

近年発掘調査の進展に伴ない平城京・宮では12個所の庭園遺跡を検出し、立地・意匠が明確となりつつある。その他未調査であるが平城宮の北に接する水上池は、11の佐紀池同様、谷筋の地形にあり、宮北面大垣を堤とした園池の可能性が高いし、法華寺の南、阿弥陀浄土院でも立石の頭が地表に一部露出し、庭園遺跡の可能性の高いものである。庭園の一部しか検出され *

庭園遺跡 の立地

てないものもあり、12個所の例では平城京全体の立地を考察するのは早急であろうが、Fig.51をみると、3, 4の例すなわち離宮・別業的な性格を持つものを除いて宮内、宮周辺に立地することがわかる。これは皇族・高位高官の邸宅が宮周辺に立地することを裏付けるものである。また地形的な立地では山麓部に位置するのは3, 4, 6, 8, 9で谷筋に位置するのは11で他は標高 60~70 m の平地部に位置することがわかる。更に微地形をみると山麓部に位置する園池でも3, 4は浅い谷筋に形成され、6, 8, 9はいずれも前代の古墳の濠や堤の葺石を利用して作られている。平地に立地する園池の中でも7は浅い谷筋に位置し、10は小丘陵の麓に立地し、2と5と12は旧流路を利用する形で、平地を新たに穿って池を造成するのは1の例だけである。これは園池の水源・給排水の便などの条件に沿った立地の選択が必要なためであらう。園池の規模では占地の大きさより、立地状況に左右されることが多く、自然の谷筋を堰き *

庭園遺跡の 形態・意匠

とめている3, 4, 7, の例や、旧流路の窪地を利用する11や小林丘の麓で、湧水の水源も期待できる10の例などでは水面も広く、水深も深い園池が造成されているが、平地に新たに穿って作られる池1の例は小規模なものにならざるをえない。池の形状も2, 5, 12の旧流路を踏襲した形状のものや、楕円状・不整円形状のものが多く、いずれも立地に沿って決まる場合が多い。また共通する意匠では、古墳の葺石を州浜に利用する例の他、岸辺にゆるやかな曲線を描く、緩勾配(6°前後)に石を敷き並べた州浜石敷を持つ例が多い。園池の配置では坪の中心や坪の隅に位置する場合もあり、占地の大きさや建物配置より、むしろ旧流路・谷筋・古墳周濠などの位置により限定される場合が多いようである。また7の法華寺と1, 6の高位・高官の私邸を除き全て皇室の別業・離宮・禁苑などの公的宴遊施設であり、1町以上の大規模な敷地を持つものである。庭園の規模・形状・意匠・配置などいずれもその立地が他の要素に強く影響している。 *

六坪の庭園 遺跡

六坪の庭園遺跡は奈良時代前半の流路の凹みを利用して整地と併行して六坪中心に造成が行われ、形状は流路に準じて作られている。規模は水深が 20 cm 前後と浅いのはもともと流路 *

- の凹みを利用したことや、導水が木樋暗渠からの給水によるためであろう。木樋暗渠の入口両側の角形の径 12 cm の柱根から想定されると、両側角柱に支えられる給水施設がそれほど高くもなく、また規模も大きなものは考え難く、北側の井戸より懸樋または人力などで導いてきた水をカメ状の施設で受け、管により木樋暗渠上部に導いていたものと思われる。庭園意匠に
- * おいて州浜石敷を持つことや、景石が奈良東部の山地で産出する摺曲した片麻岩・花崗岩を用いるなど他の庭園遺跡と共通点を持つが、池汀際に古墳の葺石の裾にみられるように玉石を立てることや、底全面に玉石を敷くなどの異なった意匠もみられる。池底に玉石を敷きつめるのは清流を流し、美観上の意識もあるが、流れをつくるためには底が削れないようにする機能的な要素もあるものと考えられる。曲水の遺構としては小墾田宮・東院園池南にそれぞれ玉石の
 - * 幅狭い蛇行した溝を検出しているが、いずれも曲水を行うための上から下へ流速計算で2～3分で水が流れる機能的な造作となっている。今回検出の六坪の園池は幅も
 - * 広く庭園としての意匠的な要素も強いが、溢流と池底の二段階の排水施設や、池底の石貼りなど流れを作る要素を持っていたことは事実である。この遺跡は曲水宴など
 - * を行った公的な宴遊の施設と考えられる。

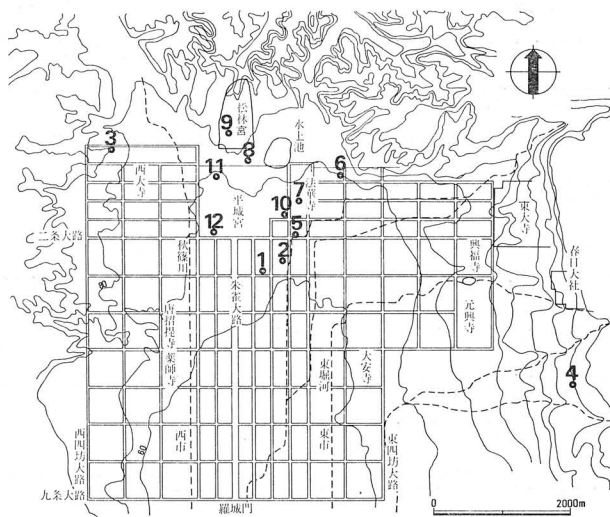


Fig. 51 平城京の庭園遺跡位置図

番号	名称	立地	規模・形状	意匠	性格	報告書
1	平城京左京三条一坊十四坪	浅い谷筋(平坦地)、十四坪の南西端	一部(南北5m 東西10m)円形の池、水深25cm	中島または出島と径20cmの玉石が敷部に一部残存 庭石(安山岩)	十三坪とあわせて二町の敷地を持つ	「奈良国立文化財研究所年報」1968
2	平城京左京三条二坊六坪	旧河川を利用した流路跡、六坪の中心	南北延長55m 東西15mの蛇行した曲池、水深25cm、220㎡	全面石敷の池で要所に庭石・岩島木柵・導水・排水木樋	公的な宴遊施設	本報告 1986
3	平城京右京一条北辺四坊六坪	標高百メートルの林丘の山麓部で浅い谷筋、三坪と六坪にまたがる	南北18m 東西25m 楕円状水深40cm、1160㎡	中島、北西隅に湧水、護岸は地山の掘り込み	西大寺鶴院または称徳天皇御山莊跡	「平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告」1985
4	白毫寺遺跡	標高百五十メートルの小丘陵と山麓部 浅い谷筋	長径25m、短径20mの長円状水深30～100cm	堰、景石、州浜石敷	高門離宮跡	「奈良県道調査概報」白毫寺遺跡発掘調査概報 1982
5	平城京左京二条二坊十二坪	北と西に乱川が流れる平坦地 十二坪西中央	南北10m 東西8mの不整形形水深30cm	護岸玉石積、景石池尻土掘り排水路	一町占める公的施設	「奈良県観光」第321号現地説明会資料 1984
6	平城京左京一条三坊十五坪	標高百メートル前後の小丘陵群の山麓 十五坪東南	東西18m 南北10mの曲池水深23cm	前方後円墳、前方部の濠・貫石を利用した州浜石敷・景石	16坪と合せて2町しめる長屋王佐宝楼	「平城宮跡発掘調査報告Ⅳ」1975
7	法華寺	浅い谷筋 法華寺南西隅	一部(南北10m 東西30m)の不整形形水深70cm	池の護岸	法華寺	「平城宮跡発掘調査概報」昭和55.57年度
8	平城宮北辺地域	尾根上 平城宮と松林宮の間	一部(南北16m 東西50m)の曲池、水深60cm	市庭古墳外堤部貫石を利用した州浜石敷	公的宴遊施設	「平城宮北辺地域発掘調査概報」1981
9	松林苑	尾根上 猫塚古墳北側	一部	猫塚古墳の周濠を利用した州浜敷	松林苑	「奈良県観光」第277号 1979
10	平城宮東院	小林丘の東南麓 宮東南隅	東西・南北各60m 幾の手状水深40cm	前期池護岸石積、後期池は州浜石敷・築山石組・中島・橋・流蓋渠	東院773年楊梅宮	「奈良国立文化財研究所年報」1968, 1979, 1980
11	佐紀池	谷筋	南北240m 東西150m 逆L状水深50cm	幅2mの州浜石敷、堰	西池宮・鳥池壁	「奈良国立文化財研究所年報」1976, 1977
12	平城宮西南隅	旧秋篠川流路 宮西南隅 若大長門内側	一部(東西22m 南北10m)不整形楕円 深さ1.5m	シガラミ、排水路	宮西南隅池	「奈良国立文化財研究所年報」1982

Tab. 10 平城京庭園遺跡一覧表

5 結 語

平城京左京三条二坊六坪の発掘範囲は、坪の三分の一以上に及び、したがって京内の一坪の様相を具体的に把握する上でまたとない機会であった。そして発掘の成果は、坪の中心に屈曲した石組の園池を持つ邸宅跡の発見という予想外の実りを得ることとなった。

遺跡は8世紀のはじめから9世紀の初頭に至る、ほぼ百年に亘り、大きく奈良時代前半と後半の二期に区分される。前半には、菰川旧河道が、蛇行した小流路となって坪中央部に存続しており、そのため坪西北部に、条坊計画に従った官衙的配置を持つ建物群が建てられた。この流路はその上流にあたる七坪においても発見されており、そこから流れ込んだとみられる当初の堆積土からは和銅年間の「北宮」をはじめとする木簡が出土している。流路を中心として出土した軒瓦や土器はいずれも平城京的な特色の強いものであるが、「中務省」の木簡、「侍従」の墨書土器、さらには規格性をもつ建物配置などを考え合わせると当地域は京内の官衙的な性格を持つものと考えられる。

次いで奈良時代の後半にはこの流路を埋め立てると同時に、その一部を利用して、坪のほぼ中央に、この時代空前の規模と意匠をあわせ持つ大園池が造営されたのであった。

平城京の園池遺跡は、自然の谷筋や旧流路、前代の古墳の濠などを利用する例が多く、意匠においても古墳の葺石を利用して園池の州浜石敷を作るなどの例がみられ、旧来の地形を巧みに利用して造成が行なわれていることが知られる。今回発見の園池も、流路跡を踏襲して屈曲した形状の平面とし、景石や州浜石敷を汀に配するばかりでなく、おそらくは曲水宴などの用途のためであろうが池底一面にも大きな玉石を敷きつめるという、雄大かつ精緻な構想のもとに完成されている。かかる園池の発見そのものが、古代庭園史に大きな一頁を書き加える成果であったことはいうまでもない。

一方宅地利用の面からみると、特に後期に至って坪の中央に園池が置かれ、その西側一帯に大規模な建物が配されるという状況には、方位こそ違いいわゆる寝殿造の初期形態を期待するに充分なものがあった。しかし、結果としてこの建物配置のみから、後代の寝殿造との直接的な脈絡を見出し得るとするにはなお困難が多いと言わざるを得ない。とはいえ、園池と建物の、鑑賞や行事を媒介とした密接な関係は充分にうかがうことができるし、古代邸宅建築の具体像を知り得た点で、建築史上の価値も多大なものがある。

奈良時代後半のこの地域は坪の中心に立派な園池を配することや、それに伴う曲水宴などの公的行事の可能性、また出土瓦が後半には平城宮所用のことが多いことなどから、園池を中心とする離宮施設または親王などの邸宅であった可能性が考えられる。

以上本遺跡の要点を再録し、結語とする。